

## 農業食料工学会関東支部ベスト・ペーパー奨励賞表彰規程

[平成 13 年 11 月 承認]

[平成 15 年 9 月 18 日承認]

[平成 20 年 8 月 10 日承認]

[平成 24 年 8 月 3 日承認]

[平成 25 年 8 月 9 日承認]

第 1 条 本支部に、農業食料工学会関東支部ベスト・ペーパー奨励賞（以下、「奨励賞」という。）を設ける。

第 2 条 奨励賞は、農業食料工学会および同関東支部の目的とする分野において注目に値する研究を行い、将来学術の進展への貢献が期待できると認められる若手研究者に授与する。本賞に係る成果は、当該年度の本支部年次大会において口頭発表された講演論文とする。

第 3 条 奨励賞の表彰は、当該年次大会会期中に行う。表彰件数は、原則として毎年 1 件とする。表彰は、賞状と賞牌をもって行い、受賞者全員に授与する。

第 4 条 支部長は受賞者を選考するために、農業食料工学会関東支部ベスト・ペーパー奨励賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設ける。

2. 選考委員会は数名をもって組織し、支部長が本支部の会員の中からこれを委嘱する。

第 5 条 候補者は、本支部年次大会において口頭発表した者のうち、推薦を受けた者、および審査申し込みを行った者とする。

第 6 条 受賞者の決定は、選考委員会の選定に基づき、本支部評議員会で行う。

第 7 条 すでに奨励賞を受賞した者は、受賞候補者になることはできない。

## 農業食料工学会関東支部ベスト・ペーパー奨励賞表彰に関する内規

[平成 13 年 11 月 承認]

[平成 24 年 8 月 3 日承認]

[平成 25 年 8 月 9 日承認]

第 1 条 農業食料工学会関東支部ベスト・ペーパー奨励賞（以下、「奨励賞」という。）の候補者は、当該年度本支部年次大会講演申込み締切日において 35 歳未満の正会員、支部会員あるいは学生会員であることとする。

第 2 条 支部長は選考委員長 1 名、選考委員を委嘱して、選考委員会を組織する。選考委員長および選考委員 1～2 名は、評議員であることとする。

2. 選考委員は、当該年度の本支部年次大会講演会の座長を含むこととする。

第 3 条 選考委員長は、候補者を取りまとめ、選考委員に周知する。

2. 選考は、講演要旨および口頭発表等に基づき、当該講演論文の独創性、正確性、応用への発展性や期待度等を総合的に勘案して行う。

3. 選考委員長および選考委員は、候補業績を審査のうえ記名投票し、原則として 1 件を選定する。

4. 選考委員長は、受賞者決定の原案を作り、支部長に報告する。

第 4 条 選考委員長は、選考委員会の投票結果に基づいて受賞者決定の原案を評議員会に諮り、承認を求め、受賞者を決定する。また支部長は、表彰式において受賞者を顕彰する。